

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止基準について

出席停止の要件	出席停止の期間（解除）等
1 本人が新型コロナウイルスに感染した場合（感染）	○感染が判明した日から出席停止とする 【出席停止の解除】 医師（保健所）が登校を許可した日
2 本人が濃厚接触者と特定された場合（感染の疑い）	○濃厚接触者と特定された日から出席停止とする。 【出席停止の解除】 症状がでなければ、新型コロナウイルス感染者と最後に濃厚接触した日から起算し、目安として14日（又は保健所から指示された期間）を経過した後（感染が判明した場合は「1」へ）
3 同居の家族が濃厚接触者として特定された場合（感染の疑い）	○本人が無症状の場合であっても、同居の家族が特定された日から出席停止とする。 【出席停止の解除】 家族が検査を受けることとなった時から、検査結果（陰性）が判明するまで。（本人が濃厚接触者に特定された場合は「2」へ）
4 ①本人は濃厚接触者ではないが、保健所の指示により検査する場合 ②家族が濃厚接触者ではないが、保健所の指示により検査する場合	○感染した人と接触した日の翌日から7日間 【出席停止の解除】 陰性が判明した日から7日後 ○検査を受けることとなった時から、検査結果（陰性）が判明するまで 【出席停止の解除】 陰性が判明した段階
5 発熱などの風邪症状がみられる場合（感染の疑い） ＜出席停止の目安＞ ・風邪の症状や37.5度以上の発熱、嗅覚・味覚障害 ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等	①発熱・風邪症状・倦怠感など、感染症に関する症状がある場合は、自宅休養することとし、学校に連絡があった日から出席停止とする。 *必ず医療機関に電話相談・受診し、その日のうちに状況を担任に連絡する。登校可能となった日に「 <u>新型コロナウイルス感染症（疑い）による出席停止報告書（医証）</u> 」を担任から発行してもらい、 <u>1週間以内に学校に提出すること（提出しない場合は「病欠」扱いとする）</u> 。 【出席停止の解除】 3日以内に快癒すれば、快癒した日の翌日から登校可。 *症状が4日以上続けば、医療機関等に電話相談・受診 ②上記症状が4日以上続き、医療機関等に電話相談・受診し、PCR検査を受けずに様子見となった場合 【出席停止の解除】 快癒した日の翌日から登校可。 ③上記症状が4日以上続き、医療機関等に相談・受診し、PCR検査を受けた場合 【出席停止の解除】 陰性であれば、受診医療機関の指示する期間（感染が判明した場合は、「1」へ）